

議員提出議案第3号

さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例の制定について

さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例を次のように定める。

平成23年2月7日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	日浦田明
賛成者	さいたま市議会議員	武笠光明
	同	関根信明
	同	福島正道
	同	鶴崎敏康
	同	中山欽哉
	同	井上洋平
	同	中島隆一
	同	沢田力
	同	霜田紀子
	同	小松豊吉
	同	青木一郎
	同	稲川晴彦
	同	新藤信夫
	同	萩原章弘
	同	中山輝男
	同	野口吉明
	同	輿水恵一
	同	花岡能理雄
	同	上三信彰
	同	今村都代子
	同	小森谷優

同 井上伸一
同 宮沢則之
同 今城容子

さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例

(会派に対する政務調査費の額の特例)

第1条 さいたま市議会政務調査費の交付に関する条例(平成21年さいたま市条例第19号)第2条に規定する会派に対し交付する政務調査費の月額、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、30万円又は12万円のうちから各会派が選択した額、各月の初日(以下「基準日」という。)における当該会派に所属する議員(基準日に任期が満了し、退職し、失職し、議会から除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。)の数を乗じて得た額とする。

(交付対象議員に対する政務調査費の額の特例)

第2条 さいたま市議会政務調査費の交付に関する条例第2条に規定する交付対象議員に対し交付する政務調査費の月額は、同条例第4条第2項の規定にかかわらず、18万円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成23年11月30日限り、その効力を失う。